

みどり市建設工事請負契約等に関する入札の一抜け方式取扱要綱
(令3告示28・改称)

平成26年7月1日
告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負及び調査、測量、設計等の業務委託並びに製造の請負、物件の購入その他(以下「工事等」という。)の契約に係る競争入札において、工事期間の短縮化、施工管理の適正化等を図るため、一抜け方式による入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(令3告示28・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一抜け方式 競争入札において、該当する複数の工事等の落札を決定する順位をあらかじめ定めておき、落札を決定する順位が上位の工事から、落札者又は落札候補者となった者の他の工事の入札書を無効とすることにより落札者を決定する方式をいう。
- (2) 工区別分割工事 同一工事区域内の工事又は工事区域が隣接する工事で、工事期間が重複しており、限られた工事期間内での施工を実施するために、1の事業を分割するものをいう。

(令3告示28・一部改正)

(対象工事等)

第3条 一抜け方式の対象となる工事等は、入札の公告日又は指名通知日及び開札日が同日となる工区別分割工事又は市長が特に必要と認める工事等に限る。

(令3告示28・一部改正)

(適用除外)

第4条 落札を決定する順位が下位の工事等において、当該複数の工事及び参加者数の状況から、一抜け方式による競争入札を行うと参加者が1者となる場合には、一抜け方式による競争入札を行わないものとする。

(令3告示28・一部改正)

(周知)

第5条 一抜け方式により入札を行う場合は、公告又は指名通知により周知するものとする。

(委任)

第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日告示第28号)

この告示は、令和3年3月18日から施行する。